二　当該項目が通則法第二十九条第二項第五号までに掲げる事項にも係るものであつて、前号に係るもののみで業務の実績につい て機構が評価を行つた結果、お おむね当該項目の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について自ら評価を行つた結果を明らかにしたものでないならない。	中期計画に定めた項目
イ　評定及び当該評定を付した理由	
ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題に対する改善方策	
ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がない場合には、その実施状況	

一　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項にも係るものであつて、前号に係るもののみで業務の実績につい て機構が評価を行つた結果、お おむね当該項目の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について自ら評価を行つた結果を明らかにする報告書	
イ　中期目標及び中期計画の実施状況	
ロ　当該期間における業務運営の状況	
ハ　当該項目に係る指標があり、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値	
ニ　当該期間における財務情報及び人員に関する情報	
二　当該項目が通則法第二十九条第二項第五号までに掲げる事項にも係るものであつて、前号に係るもののみで業務の実績につい て機構が評価を行つた結果、お おむね当該項目の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について自ら評価を行つた結果を明らかにする報告書	
イ　評定及び当該評定を付した理由	
ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題に対する改善方策	
ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がない場合には、その実施状況	

一　中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	
イ　中期目標及び中期計画の実施状況	中期計画に定めた項目
ロ　当該期間における業務運営の状況	
ハ　当該項目に係る指標があり、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値	
ニ　当該期間における財務情報及び人員に関する情報	
二　当該項目が通則法第二十九条第二項第五号までに掲げる事項にも係るものであつて、前号に係るもののみで業務の実績につい て機構が評価を行つた結果、お おむね当該項目の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について自ら評価を行つた結果を明らかにする報告書	
イ　評定及び当該評定を付した理由	
ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題に対する改善方策	
ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がない場合には、その実施状況	